

# EY Taiwan JBS NEWSLETTER

March 2019



# JBS NEWSLETTER Mar 2019

## TOPICS

- ▶ 改正会社法にかかる関連解釈令
  - ▶ 利益処分関連
  - ▶ 董事会関連
  - ▶ 株主総会関連
  - ▶ 定款関連



# JBS NEWSLETTER Mar 2019

## 会社法解釈令 – 利益処分関連①

タイトル	会社法第228条の1 每半期終了後に利益分配または欠損填補を行う場合の日程
内容	会社法第228条の1の規定により、会社が毎半期終了後に利益分配または欠損填補を行うことを定款に定める場合、上半期終了時に利益分配または欠損填補の議案を作成し事業報告書及び財務諸表とともに監察人の監査を受けた後、董事会での決議を受けなければならない。従って、例えば、暦年制の事業年度の場合、上半期は6月30日をもって終了とするため、7月1日以降に董事会が作成した利益分配または欠損填補案について、事業報告書及び財務諸表とともに監察人の監査を受けた後、董事会において、12月31日までに利益分配または欠損填補について決議しなければならない。また、利益分配基準日前5日間は株式名義書換停止日となり(同法第165条第2項を参照)、また、支払日については、会社内部のガバナンス事項に該当するため、併せて説明がされる。
出典	2018.11.26 経商字第10702062900号
参考条文 (参考訳)	<p><b>会社法第228の1条</b></p> <p>1項 会社は定款に利益分配または欠損填補を毎四半期または毎半期終了後に実施することを明文により定めることができる。</p> <p>2項 会社の年度中の3四半期または上半期の利益分配または欠損填補の議案は、事業報告書及び財務諸表と共に監察人の監査を受けた上で董事会に提出して決議するものとする。</p> <p>3項 会社が前項の規定に従って利益を分配する場合、まず納付すべき租税を見積りかつこれを留保し、法律により欠損を填補するとともに法定利益準備金を積み立てなければならない。但し、法定利益準備金が払込資本金に達した場合は、この限りではない。</p> <p>4項 会社が第2項の規定により利益を分配し、且つ新株発行の方法により実施する場合、第240条の規定により処理するものとする。現金で行う場合は、董事会の決議を得なければならない。</p> <p>5項 公開発行会社が前4項の規定により利益分配または欠損填補を行う場合は、会計士の監査またはレビューを受けた財務諸表に基づき実施するものとする。</p> <p><b>会社法第165条</b></p> <p>1項 株式の譲渡は、譲受人の氏名或いは名称及び住所或いは居所について会社株主名簿への記載を行わなければ会社に対してその譲渡につき対抗することができない。</p> <p>2項 前項の株主名簿記載事項の変更は、定時株主総会開催前の30日間、臨時株主総会開催前の15日間、あるいは会社が配当利息、配当或いはその他利益の分配を決定した基準日前の5日間は行うことができない。</p>

# JBS NEWSLETTER Mar 2019

## 会社法解釈令 – 利益処分関連②

タイトル	会社法第228条の1 「各四半期」または「各半期」の利益分配または欠損填補事項について
内容	<ol style="list-style-type: none"><li>会社法第228条の1に規定される事業年度中間の利益分配または欠損填補は、年度中の3四半期または上半期の利益分配または欠損填補を指している。なお、第4四半期または下半期終了後は、事業年度が終了しているため、第228条の規定に基づき処理しなければならず、本条は適用されない。</li><li>会社は第228条の1第1項の規定に基づき、定款において利益分配または欠損填補を「四半期ごと」あるいは「半期ごと」行うかの「いずれを選択」するかを明確に定めなければならない。また、定款が修正されたら、次の事業年度からの適用を待たず、直ちに前四半期または上半期の利益を分配することができる。</li><li>実際の実施において、四半期ごとにまたは半期終了ごとに利益分配または欠損填補を行わない場合には、利益分配案または欠損填補案、事業報告書及び財務諸表を作成して、監察人の監査後に董事会に提出して決議を経る手続きを実施する必要はない。但し、会社が利益分配または欠損填補を行わないと決定した場合には、董事会を通して分配しない、または填補しないことについて決議を行わなければならない。</li><li>なお、本法第235条の1の規定は、従業員報酬は当年度の利益獲得状況を以て、定額に定められた定額または比率により計算し、毎事業年度終了時に支給すると定められているため、四半期ごと(または半期ごと)に支給することはできない。但し、従業員報酬は法定の支給項目であり、会社が四半期ごと(または半期ごと)に利益処分を行う際には、納付すべき法人税を見積った上で留保しておき、法律により欠損を填補し法定利益準備金を積み立てるほか、従業員報酬も見積った上で留保する必要がある。</li></ol>
出典	2019.1.22 経商字第10802400630号
参考条文 (参考訳)	<p>会社法第235条の1</p> <p>1項 会社は当年度の利益獲得状況に対する従業員報酬の分配について定額または比率を定款に記載しなければならない。但し、会社にまだ繰越欠損がある場合は欠損を填補しなければならない。</p> <p>2項 公営事業は従業員報酬の分配に関する定額または比率の定款における記載を当該公営事業の主管機関に認可された場合を除き、前項の規定を適用しない。</p> <p>3項 前二項の従業員報酬は株式または現金の方式で行う。董事会で董事の3分の2以上の出席及び出席董事の過半数の同意をもって決議して行い、且つ株主総会に報告する。</p> <p>4項 会社が前項の董事会の決議により株式により従業員報酬を支給することを決議した場合、新株発行により実施するかまたは自己株式の取得により実施するかを同時に決議することができる。</p> <p>5項 第1項から第3項までの株式または現金による支給の対象に、一定条件を満たす支配または従属会社の従業員を含むことを定款において記載することができる。</p>

# JBS NEWSLETTER Mar 2019

## 会社法解釈令 – 董事会関連①

タイトル	会社法第192条 董事が2名の場合の決議方法は会社法の董事会に関する規定を準用する必要がある
内容	会社定款により董事会を設置する場合、董事の人数は3名を下回ってはならない。従って、董事を2名とする場合、会社法の董事会に関する規定を準用する必要がある(会社法第192条第1項、第2項を参照)。従って、董事を2名とする場合、董事会がなかったとしても、董事の決議方法は会社法の董事会に関する規定を準用する必要がある。
出典	2018.12.27 経商字第10700104430号
参考条文 (参考訳)	<p>会社法第192条</p> <p>1項 会社の董事会は少なくとも3人の董事を設置しなければならない。株主総会は行為能力を有する者から董事を選任する。</p> <p>2項 会社は定款の規定により董事会を設置せずに、董事を1名または2名設置することができる。董事を1名設置する場合、その者を董事長として、董事会の職権は当該董事により行使されるものとし、本法における董事会に関する規定を準用しない。董事を2名設置する場合には、本法における董事会に関する規定を準用する。</p> <p>3項 株式公開発行会社が第1項によって選任した董事の、全董事の合計持ち株比率について証券管理機関が別段の規定を定めている場合はその規定に従う。</p> <p>4項 民法第15の2条及び第85条の規定は第1項の行為能力については適用しない。</p> <p>5項 会社と董事との関係は本法で別段の規定を定めている場合を除き、民法の委任に関する規定に従う。</p> <p>6項 第30条の規定は董事に対して準用する。</p>



# JBS NEWSLETTER Mar 2019

## 会社法解釈令 - 董事会関連②

タイトル	会社法第205条 書面決議による議決権の行使は全董事の同意を以って行使可能となる
内容	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 会社法第205条の書面行使の可否にかかる董事の同意方法及びそれらの同意方法を定款に定める必要性については、その同意の意思表示は口頭または書面より行うことができ、法律上は制限を規定しておらず、会社法上、その同意方法を定款に明確に定めるとする規定はない。</li><li>2. 上記を踏まえて、一部の董事が「書面」の方法による議決権の行使について同意するが、それ以外の董事が「書面」の方法による議決権の行使に同意しない場合、董事全員の同意を経ていない以上、会社法第205条に規定される書面の方法による議決権を行なうことはできない。従って、一部の董事が同意するがそれ以外の董事が反対する場合、董事全員による同意の条件を満たしていないため、実際に会議を招集する必要があり、書面による議決権の行使は行ってはならない。</li></ol>
出典	2019.1.19 経商字第10802400590号
参考条文 (参考訳)	<p>会社法第205条</p> <p>1項 董事会を開催する場合、董事自らが出席しなければならない。但し、会社の定款で他の董事が代理できると定めてある場合はこの限りではない。</p> <p>2項 テレビ会議で董事会を開催するに当たり、董事がテレビで会議に出席する場合は董事自らが参加したものと看做す。</p> <p>3項 董事が他の董事に董事会への代理出席を委託する場合、毎回委任状を用意し、招集事由の授権範囲を列挙しなければならない。</p> <p>4項 前項の代理人は1人からに限り委任を受けられる。</p> <p>5項 会社は定款において、董事全員の同意を得て、董事がその回の董事会の議案について実際に会議を招集せず、書面によりその議決権を行なうことが出来ることを定めることができる。</p> <p>6項 前項の場合は董事会を開催したと看做す。書面により議決権を行なった董事は、董事会に自ら出席したと看做す。</p> <p>7項 前2項の規定は公開発行会社には適用されない。</p>

# JBS NEWSLETTER Mar 2019

## 会社法解釈令 - 董事会関連③

タイトル	会社法第208条 会社が定款において董事を1名しか設けていない場合、当該董事が休暇に入った場合、誰も代理はできない
内容	会社法第128条の1第2項または第192条第2項の規定により、会社が董事1名のみを設けている場合で、当該董事が休暇或いは職権行使できない場合、他の董事はいため、誰も代理はできない。すなわち、会社が1名の董事しか設けない場合には、そのような状況について慎重に評価しておく必要がある。
出典	2019.1.8 経商字第10802400330号
参照条文 (参考訳)	<p><b>会社法第208条</b></p> <p>1項 董事会が常任董事を設置していない場合、3分の2以上の董事が出席し、出席董事の過半数の同意により1名の董事長を互選する。また、定款の規定により同様の方法によって1名の副董事長を選任することができる。</p> <p>2項 董事会が常任董事を設置している場合、常任董事を前項の選任方法により互選する。常任董事の人数は3人を下回ることはなく、最多でも董事の人数の3分の1を超えることもない。董事長或いは副董事長は常任董事が前項の選任方法により互選する。</p> <p>3項 董事長は対内的に株主総会、董事会及び常任董事会の議長となり、対外的には会社を代表する。董事長が休暇或いは職権行使できない場合は副董事長が代理する。副董事長を設置していない或いは副董事長が休暇或いは職権行使できない場合は董事長が常任董事の1人を代理人に指名する。常任董事を設置していない場合、董事の1人を代理人に指名する。董事長が代理人を指定しない場合は常任董事或いは董事がその中から1人を代理人として互選する。</p> <p>4項 常任董事は董事会の休会時には法令、定款、株主総会の決議及び董事会決議に基づき、会議の方法により常時董事会の職権行使する。董事長が隨時召集し、半数以上の常任董事の出席及び出席者の過半数の同意を以って決議を行う。</p> <p>5項 第57条及び第58条は会社を代表する董事に準用する。</p> <p><b>会社法第128条の1</b></p> <p>1項 政府或いは法人株主1人のみの株式会社は前条第1項の制限を受けない。この場合、株主総会の職権は董事会が行使し、本法にある株主総会の規定については適用しない。</p> <p>2項 前項の会社は定款の規定により董事会を設置せずに、董事を1名または2名設置することができる。董事を1名設置する場合、それを董事長とし、董事会の職権は当該董事が行使し、本法における董事会に関する規定を適用しない。董事を2名設置する場合は、本法における董事会に関する規定を準用する。</p> <p>3項 第1項の会社は、定款の規定により監察人を設置しないことができる。監察人を設置しない場合は、本法における監察人に関する規定を適用しない。</p> <p>4項 第1項の会社の董事、監察人は政府或いは法人株主が任命し派遣する。</p> <p><b>会社法第192条:P.5参照</b></p>

# JBS NEWSLETTER Mar 2019

## 会社法解釈令 - 株主総会関連①

タイトル	会社法157条 拒否権付き種類株式の拒否権の行使範囲及び行使期間
内容	<ol style="list-style-type: none"><li>2018年11月1日より施行された会社法第157条第1項第4号及び第3項の規定により、非公開発行株式会社は「特定事項に対する拒否権付き種類株式」を発行することができるが、定款に明記の上、事前に説明が必要となる。特定事項に対する拒否権付き種類株式を有する株主が拒否権行使する際、株主総会において決議された事項に限って行使される。そのため、例えば、経理人の委任、解任及び報酬(会社法第29条第1項第3号)のような法律上董事会の決議事項に属する事項について、拒否権行使することはできない。また、会社の正常な事業運営を維持するため、種類株式の株主は、「董事選挙の結果」についても拒否権行使することができない。</li><li>種類株式の株主が特定事項に対して拒否権行使する場合、法的関係が未解決状態となることを回避するため、該当事項を議論する株主総会において行使することが必要となる。種類株式の発行条件にて、別途「株主総会の後で行使することができる」旨、約定されていたとしても、法的関係を一刻も早く確定させるため、当該株主総会後の合理的な期間内に行使することに限られる。なお、具体的なケースにおいて論争が生じた場合には、司法機関の事実認定・法律適用の範疇に帰属する。</li></ol>
出典	2019.1.4 経商字第10702430970号
参考条文 (参考訳)	<p>会社法第157条</p> <p>1項 会社が種類株式を発行する場合、以下の各号の事項を定款に定めなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1号 種類株式に関する利息及び配当の順序、定額或いは定率</li><li>2号 種類株式に関する会社残余財産分配の順序、定額或いは定率</li><li>3号 種類株式に関する議決権の行使の順序、議決権の制限或いは無議決権</li><li>4号 複数議決権付または特定事項に対する拒否権付</li><li>5号 種類株式の株主の董事、監察人への選任の禁止または制限付、或いは一定人数の董事への当選の権利付</li><li>6号 種類株式から普通株式へ転換する際の株数、方法または転換方式</li><li>7号 種類株式の譲渡の制限</li><li>8号 種類株式に関する権利義務に関するその他の事項</li></ul> <p>2項 前項第4号における複数議決権付種類株式の株主は、監察人の選挙にあたっては、普通株式の株主と同じ議決権を持つ。</p> <p>3項 下記種類株式は株式公開発行の会社では適用されない。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1号 第1項第4号、第5号及び第7号の種類株式</li><li>2号 複数の普通株式に転換できる種類株式</li></ul>

# JBS NEWSLETTER Mar 2019

## 会社法解釈令 – 定款関連①

タイトル	新たに改正された会社法第128条の1第2項、第192条第2項に基づき、董事会を設けない、または、第128条の1第3項に基づき監察人を設けない内容の会社定款制定に関する質問についての説明
内容	<ol style="list-style-type: none"><li>会社法第192条第1項の規定によると、会社の董事会について、董事の人数は3名を下回ってはならないとされる。同法第128条の1第2項、第192条第2項の規定によると、会社は定款の規定によって董事会を設けず、董事1名または2名のみとすることができる。董事を1名とする場合はその者を董事長とし、董事会の職権は当該董事が行使するものとし、本法における董事会に関連する規定は適用されない。董事を2名とする場合には、本法における董事会に関連する規定を準用する。上記規定によれば、定款において董事を1名または2名とする場合は、それぞれ異なる規定を適用しなければならないため、会社が適用すべき会社法の規定を確定させるために、定款において「董事を1名とする」あるいは「董事を2名とする」かについて明確に定める必要がある。従って、「董事を1~2名設ける」または「董事を1~3名設ける」と定めるのは、明らかに上述の内容と合致しないことになる。</li><li>また、会社法第128条の1第3項の規定によると、政府または法人株主1社のみの株式会社では、定款の規定に基づき監察人を設けないことができる。会社法における監察人に関する規定を適用するか否かについて確定させるために、会社は監察人を設けるか否かのどちらかを選択すべきであり、定款において「監察人を設ける(設けない)ことができる」と定めてはならない。</li></ol>
出典	2019.1.10 経商字第10802400490号
参考条文 (参考訳)	会社法128条の1:P.7参照



EY 安永

Assurance アシュアランス | Tax 税務 | Transactions トランザクション | Advisory アドバイザリー

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していくます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。

EY台湾は中華民国の法律に基づき設立登記された組織であり、安永聯合會計師事務所、安永管理顧問股份有限公司、安永諮詢服務股份有限公司、安永企業管理諮詢服務股份有限公司、安永財務管理諮詢服務股份有限公司、安永圓方國際法律事務所及び財団法人台北市安永文教基金會を含んでいる。詳しくは、[www.ey.com/tw](http://www.ey.com/tw)をご覧ください。

© 2019 Ernst & Young, Taiwan

All Rights Reserved.

APAC no. 14004327

ED None.

本資料は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[www.ey.com/tw](http://www.ey.com/tw)